

# 經濟論叢

第151卷 第1・2・3号

---

日本文化と利益会計	高寺貞男	1
社会統計的認識の胎動	長屋政勝	19
『国富論』におけるスミスの国防論	田中秀夫	57
三星電子の発展とQCサークル活動	姜判国	84
利益処分会計の二極分化傾向	藤井深	105
香港經濟と中国の開放政策	閻和平	127
製造業における支店立地	須田昌弥	148
宋代の国際通貨	井上正夫	161
<b>学界動向</b>		
ドイツにおけるエボリューションナリー・ エコノミックス	杭田俊之	182

---

平成5年1・2・3月

京都大學經濟學會

## 『国富論』におけるスミスの国防論

田 中 秀 夫

### はじめに

経済と統治の関係という枠組のなかで軍事を考察したのは、ヒュームだけではない。この点ではスミスもミラーも同じである。そして『国富論』（1776）のスミスは、よく知られているように、技術と分業の発展に注目することによって、「規律正しくよく訓練された常備軍」はいかなる種類の民兵軍よりも優れており、そのような常備軍が最上の国防制度であると主張するとともに、常備軍の危険性という『グラスゴウ法学講義』以来の論点にふれて、名誉革命以後のブリテンの国制＝国家構造を根拠として、常備軍の危険性を明確に否定した。ここでスミスは古代ギリシャ、ローマ共和国以来の民兵制度を詳細に論じており、スミスのシヴィック的伝統との対決の様相——それは単純な否定ではない——をかいまみることができる。

### I 社会の進歩と軍事費

周知のように、『国富論』第5篇「主権者または国家の収入について」の第1章「主権者または国家の経費について」の第1節は、「軍事費について」と題され、軍事制度と軍事費の歴史的、理論的考察を行っている。社会の進歩、社会構造の変化との関連で軍事組織の発展を跡づけ、こうした歴史的分析との関連で軍事費の規模とその負担者を考察するというのがスミスの採用したアプローチであるが、議論は多面的である。多くの論点のうち、文明国民にとっての常備軍と民兵軍の優劣が最大の論点とされている。スミスは『グラスゴウ法

学講義』の議論を拡充しているが、そのアプローチは基本的に共通である。

スミスは、主権者の第一の義務は社会を他の独立社会の暴力と侵略から守ることであり、これは軍事力によってのみ果たすことができるが、平時に軍事力を整備し戦時にこれを用いる経費は「社会の状態」とその「進歩の段階」の相違によって非常に異なる、と述べることから議論を始める。スミスの論点を要約すれば以下の通りである。

〔1〕 狩猟民族は最も未開な社会状態であるが、かれらは獵師であるとともに戦士であり、防衛も報復も自己負担で行う。ここには未だ国家はなく、したがって社会が経費を負担することもない。

〔2〕 一段進歩した社会状態にある遊牧民族は主権者＝族長をもつけれども、かれらは狩猟民族と同じく戦士でもあり、主権者は戦費を負担しない。狩猟民の軍隊は数百を越えないが、遊牧民の軍隊は数十万になることもある。したがって、文明国民にとって前者は恐れるに足りないが、後者はそうとは限らない。

〔3〕 外国貿易をもたず、自給的な製造業しかもたない農耕民族は、一段進んだ社会状態にあるが、とはいえかれらは容易に戦士になりうる。かれらの労働は厳しく、それに耐えるかれらは戦争の労役に適している。ただし、農業は定住地を前提とするから全員は出征できないが、播種期と収穫期以外には、老人、女、子供に仕事を委ねて、適齢の男子は出征できる。短期の出征ならさほど損失でないし、主権者＝国家の経費負担もほとんど必要でない。

〔4〕 さらに進歩した社会状態では、製造業と戦争技術の発達という二つの原因のために、従軍する者は自前で食べられなくなる。鍛冶屋や大工、織布工などの職人は、仕事を離れると収入がなくなる。「住民の大きな部分が、職人と製造業者であるような国」では、軍務の経費は国家が負担しなければならない。他方、戦争の技術が複雑な科学へと発達し、戦闘が長期戦となると、軍務に大きな費用がかかるので、この面からも国家が軍務にある人々を養う必要がある。

スミスは以上のように4段階を区別しているが、スミスの考察の中心をなすのはこの4の段階でなければならない。しかし、経費の考察はいたって簡単である。スミスは以上のような議論を補足して、「人民の総数にたいする戦に出られる人の数の割合は、未開社会におけるよりも、文明社会におけるほうが、必然的にずっと小さい<sup>1)</sup>」と指摘する。その理由は経費が高くつくからであるという。文明社会では、軍人は軍人でない人々の労働で養われる。この労働は自らと行政と司法の役人を養った残りで軍人を養うのであり、「近代ヨーロッパの文明諸国民にあっては、どの国でも、その住民の多くて百分の一を軍人として使えば、かれらの軍務の経費を支出する国のほうが破滅してしまう、とふつう計算されている。」<sup>2)</sup>

スミスが常備軍を念頭においていることは明らかであるが、ここでは文明社会で軍事費が巨額に達することが論点である。しかし、続いてスミスは、社会の進歩がもたらす影響の別の側面に議論を向ける。それは、社会の進歩につれて、戦争の技術は高度になる一方、人々は非好戦的になり、その富裕のために侵略されやすくなるということである。

## II 民兵軍、常備軍と国家の叡知

古代のギリシャ、ローマの共和国においても、封建諸政府のもとでも、相当の期間、軍人という職業は他の職業から独立した職業ではなく、特定の市民の職業でもなかった。市民、臣民は生計を立てる職業が何であれ、同時に兵士たりうると考えていた。しかし文明の進歩につれて、戦争の技術は最高に複雑な技術の一つとなるが、「戦争技術をこの最高の水準に到達させるには、それが市民の特定階級の唯一または主要な仕事になることが必要である。」<sup>3)</sup>

けれども、この軍事における分業は自然発生的には可能にならない、とスミ

1) WN. V. i. a. 11. (邦訳, III, 10ページ)

2) WN. V. i. a. 11. (同, 10ページ)

3) WN. V. i. a. 14. (同, 12ページ)

スは言う。「分業が他の諸技術に導入されるときには、個々人の慎慮によって自然に行なわれる。個々人は、一つの特定の職業だけにつくほうが、あれこれたくさん手がけるよりも、自分の利益になるということがわかるからである。ところが、軍人という職業を、他のいっさいの職業から独立した別個の一特殊職業となしうるのは、ただ国家の叡知だけである。」<sup>4)</sup>明らかにスミスは人間の行動の動機を利益に一元化している。名誉は行動の原理としては考えられていない。スミスは続ける。個々の市民が、軍事教練にいそしむとすれば、教練に習熟もし、楽しみもするだろうが、自分の利益を増やすことはない。市民が大半の時間をこの特殊な仕事に費やすことがかれの利益になるようにしてやれるのは、国家の叡知だけである、と。

このスミスの議論に些か違和感があるとすれば、ここでは自然と国家の単純な二分法が採用され、国家の叡知なるものが強調されているからであろう。それは基調としての自然主義、放任主義、自由主義となじまない。「個々人の慎慮によって自然に」の対極に置かれているのが「国家の叡知」である。

しかしながら、市民の自然な慎慮と国家の作為を対立させるのでなく、個々の市民が軍事教練にいそしむより、軍事に適性のある一部の市民に軍事を委ねるほうが利益であることに、人々が次第に気づき、こうして自然発生的に軍事も職業となる、と説いてはいけなからうか。しかし、スミスがそのように説かないのは、同意による政治という概念を導入しないからであるし、また、軍事が担うのは防衛というアートであり労働であって、それは個々の市民が生活物資を購入するようには購入できず（市民は兵士に直接支払いをしない）、ただ国家が歳費によってのみ維持できるものだという軍事の特殊性からであろう。文明社会における軍事の特殊性をスミスは明確にしている。しかし、国家の叡知という表現は些か誇張気味である。しかしまた国家の叡知を軍事に持ち出したとしても、そのことが直ちにスミスの自由主義を損なうとはいえないであろう。というのは、正義を消極的徳と規定したスミスは、正義を守る限りで

4) WN. V. i. a. 14. (同, 12ページ)

個々人の富、地位、名誉の追求を大胆に肯定したが、そのことと対応して（後にみるようにロシアに関して官僚制的軍隊の文明化作用を認める発言も行ってはいるが）、基本的には——ファーガソンのように——国家や軍事に文明社会をリードする積極的（能動的、ダイナミック）な機能を求めてそれを肯定したというよりむしろ、分業・商業・経済がリードする文明社会のステイックな基本的前提（法的枠組や防衛体制など）を用意し、また文明社会に随伴する様々な害悪を矯正する（教育、教導）機能を割り当てたのであって、このような全体の議論の構造を「国家の叡知」論は覆すものではないからである。

最近のスミス研究が次第に明確にしてきたように、市場万能論はスミスの主張ではなく、むしろ市場の能力と限界、国家の叡知の領域——立法、司法、行政（軍事、教育、公共事業）——を明確にすること、そうすることによってより多くの人々が豊かで安全で幸福な社会生活をおくれる社会へと徐々に接近する道筋を明らかにすることがスミスの目標であり、『国富論』はそのような意味での「立法者の科学」たらんとする書物であった。まったく自然主義、自由主義はスミスの立場ではなかった。もちろん、その正否は別に問題になりうるであろう。

スミスの主張の要は、軍事は市場ベースに乗らないということである。ルネサンスのイタリアにおいてはマキャヴェッリの時代まで2世紀にわたって傭兵軍が主要な軍制であったが、この傭兵軍は戦争請負業としてみれば市場的軍事経営であったと言えよう。しかし、これとても主権者と年次契約して軍事を担当するのであるから、国家との関係抜きであったわけではない。本来は国家が経営すべきものを、外業部化したものが傭兵軍である。軍事経費は傭兵軍であれ常備軍であれ、民兵軍に依らないかぎり、国家が負担することになった。マキャヴェッリの時代においてフランスの常備軍が権力増強手段として成功をおさめて以来、次第に常備軍が軍制の主流となり、その潮流はフランスから次第にヨーロッパ全域に広がっていった。軍事は国家の権力手段として、また防衛手段として、専門化されていったのである。スミスはルネサンス以後の近代の

ヨーロッパの軍事上の経験についてはほとんど触れていないが、それを知らなかったはずはない。

スミスの議論に戻ろう。このような状態——すなわち戦争技術が最高に発展した状態——において、国家が社会の防衛のためにとりうる方策は、民兵軍か常備軍かである。「第一には、非常にきびしい政策をとって、人民の利害や天分や好みの傾向などすべておかまいなしに、軍事教練の実習を強制し、兵役適齢の市民全部、あるいはその一定数を、かれらがたまたまどんな商売なり職業なりを営んでいようと、ある程度まで軍人の職業を兼ねるように義務づけることができよう。」<sup>5)</sup>このような民兵案はフレッチャーの提案であったし<sup>6)</sup>、ヒュームもまたシンパシーを寄せていた。「第二には、一定数の市民を養い、雇用して、軍事訓練を常時実習させておくやり方で、軍人という職業を、他のいっさいの職業から独立した別個の一特殊職業とすることができよう。」<sup>7)</sup>

スミスはこの二つを比較して常備軍の優位を主張する。スミスが注目するのは次の一点である。すなわち、火器が発明されるまでは、武器の使用に優れた腕前をもった兵士のいる部隊が勝ったが、それには身体が強くて敏捷であることが決定的に大切であった。しかし、火器の発明以後の近代の軍隊では、規律と秩序、命令への即座な服従のほうが、武器を使う腕前以上に戦闘の運命を決定するより重要な要素である。腕前より規律というこの原理が以後のスミスの議論を貫いている。そして「民兵は、どういうやり方で規律を教えられ、訓練されても、規律正しく訓練のゆきとどいた常備軍には、つねに、はるかに劣るにちがいない」<sup>8)</sup>という結論が導かれる。「軍律正しく訓練された常備軍」(well-disciplined, well-exercised, or well-regulated standing army) という表現が、ここでのスミスの議論のキーワードとしてリフレインをなす。

時々しか将校に服従する義務がなく、普段は自由にしている軍人は、生活と

5) WN. V. i. a. 17. (同, 14ページ)

6) さしあたり田中秀夫 [1991], 32-7ページを参照。

7) WN. V. i. a. 18. (同, 14ページ)

8) WN. V. i. a. 23. (同, 17ページ)

行動の全体を将校に指揮される軍人と同じようには、将校に服従する気持ちになれない。したがって、民兵は常備軍に兵器の習熟で劣る以上に、軍規においてはさらに劣っている。スミスは民兵を不完全な軍隊と考える。しかしながら、民兵も、平時も服従し、幾度も戦闘に従事すれば、優秀になり、常備軍に接近する。タタール人やアラビア人の民兵はその例である。アメリカでの今の戦争が長引き、さらに一戦行なわれるようになればアメリカの民兵はわが国の常備軍の好敵手になるだろう。そしてどんな種類の民兵も戦闘を幾度も経験すれば鍛えられ常備軍になるとスミスは言う。これはスミスの独自の主張であるが、この主張は民兵軍と常備軍の区別を流動化する点がある。またここでは経費が自前か国家負担かは問題にされていないという意味で、区別の基準が一元化されてもいる。あるいは、スミスの議論は連続的で曖昧さを残す、と言ってもよい。この曖昧さは、常備軍と民兵軍という機械的区分の限界を物語るものであるが、しかし同時にスミスは常備軍と民兵軍を機械的に区別してすますのでなく、民兵軍の常備軍への戦場での変化という短期のダイナミックな要素に気づいたことも意味している。しかしながら、スミスは先の結論を修正する必要を感じていない。

↑  
というのは、スミスは後に同じような表現を繰り返すだけでなく、続いてすぐに「あらゆる時代の歴史が、軍律正しい常備軍は民兵よりも圧倒的に優れていることを立証している」<sup>9)</sup>と述べて、歴史の例証に訴えているからである。

スミスの例証は非常に興味深い。長くなるが、要約すれば次の通りである。

(1) 歴史に明瞭に記録された最初の常備軍であるマケドニアのピリポスの軍は、最初は民兵であったが、ギリシャ諸都市と戦うなかで、常備軍としての厳正な規律を獲得し、やがて古代ギリシャの主要な共和国の「勇敢でよく訓練された民兵」を打破したし、その後も、大ペルシャ帝国の「ふやけた訓練不足の民兵」を鎮圧した。このギリシャ諸共和国とペルシャ帝国の没落は、歴史の明確な記録のある最初の大変革であるが、常備軍がどんな種類の民兵軍にも格段

9) WN. V. i. a. 28. (同, 20ページ)



に優る結果である。

(2) カルタゴの没落とローマの興隆は第二の大変革であるが、同じ原因から説明できる。カルタゴは三人の名将、ハミルカル、ハスドルバル、ハンニバルの指揮のもと、反乱奴隷を懲らしめ、アフリカの反乱を鎮定し、スペインの広大な王国の征服に乗り出した。ハンニバルがスペインからイタリーへ進めた軍隊は、次第に「常備軍としての厳正な軍規」を獲得した。他方、大きな戦争のなかったローマ人の軍規は弛んでおり、ハンニバルに会戦したローマ軍は事実上民兵であった。スペインに残った小ハスドルバルの指揮する常備軍はローマの民兵を一掃した。しかし、ずっと戦場にいたローマの民兵は次第に「軍律正しく教練を積んだ常備軍」となり、補給の十分でないハンニバルの常備軍の支援に向かうハスドルバルの常備軍を不意打ちで倒した。ハスドルバルの去ったスペインでは大スキピオの民兵がより劣った民兵を征服したが、戦争の過程でスキピオの民兵は必然的に「軍律正しく訓練を積んだ常備軍」になった。この常備軍はやがてアフリカで士気のない民兵と化したハンニバル軍を打ち破ったが、それが両共和国の運命を決した。

(3) 西ローマ帝国の没落は明瞭な記録の残る第三の大変革であるが、それは「野蛮民族の民兵のほうが文明国民の民兵より、つまり、遊牧民族の民兵のほうが農夫や職人や製造業の国民の民兵より、問題にならぬほど強い」<sup>10)</sup> 結果であった。スミスの「ローマ帝国衰亡論」<sup>11)</sup> はこうである。第二次カルタゴ戦争の終結からローマ共和国の没落まで、ローマの軍隊は常備軍で、最強であった。マケドニアの常備軍はある程度抵抗したが、最後の王が臆病であった。ギリシャ、シリア、エジプトなど古代世界のすべての文明国の民兵はローマの常備軍の敵ではなかったが、野蛮民族、スキタイ、タタール、パルティア、ゲルマンなど遊牧民の民兵は手強い敵であった。多くの原因の結果、ローマの軍規は

10) WN. V. i. a. 36. (同, 25ページ)

11) この時代の知識人たちがローマ帝国の衰亡に並々ならぬ関心を抱いていたことは、モンテスキュー、ギボン、ファーガソンなどのローマ史論がよく示している。

弛んだ。軍規が厳しすぎたのも、原因の一つであろう。もはや敵なしと見えたとき、重装の甲はおろされ、骨の折れる訓練はなおざりにされた。ゲルマンとパンノニア国境を守備した常備軍は皇帝に対抗する危険な存在となったので、小部隊に分割して国境からひきあげ地方都市に分散させられた。「小部隊に分かれて商工業都市に宿営し、そこからめったに移動することのなかった兵士たちは、自分自身が商人になり、職人になり、製造業者になった。市民としての性格が、軍人としての性格より強くなってゆき、こうしてローマの常備軍は、次第に腐敗し、なおざりにされ、軍規も乱れた民兵に成り下っていった。それは、その後間もなく西ローマ帝国に侵入してきたゲルマンとスキタイの民兵の攻撃に耐えることができなかつたのである。」<sup>12)</sup>

(4) こうして西ローマ帝国の廃墟に建国したゲルマンとスキタイの国民は、牧羊者と農民として、かなり訓練も軍律もある民兵をしばらくは維持したが、「技術と産業」が進歩するにつれて、首長の権威も衰え、人民も軍事訓練に時間を割けなくなった。そのため封建的民兵に代わって次第に常備軍が導入された。ひとたび常備軍がある文明国民によって採用されると、近隣諸国もその例に倣わざるをえなかつた。自国の安全は常備軍を採用するかどうかにかかっており、民兵では常備軍に抵抗できないと知つたからである。

常備軍は臨戦態勢が常時とれ、武勇心に欠かないように訓練できるという点に、スミスはその強みをみる。しかし、この点では古代も近代も同じである。したがって、次のスミスの主張は歴史貫通的認識である。「文明国民がその防衛のために民兵に依存していると、その国民は、たまたま近くにいるどの野蛮国民からも征服される危険にいつもさらされていることになる。……軍律正しい常備軍は、いかなる民兵にもまさっている。そういう軍隊は、富裕な文明国民によってもっともよく維持されるし、そこでまた、常備軍だけがそういう国民を、貧乏で野蛮な隣国の侵略から守ることができたのである。それゆえに、どんな国の文明も、常備軍という手段によらないでは永続することはできない

12) WN. V. i. a. 36. (同, 24-5ページ)

し、あるいは相当の期間保持することさえできない。」<sup>13)</sup>

スミスはさらに常備軍の利点として文明化の手段となることを指摘する。「軍律正しい常備軍という手段によらずには、文明国の防衛ができないのと同じように、その手段によらずには、野蛮国を急激にかなりの程度に文明化することもできない。常備軍は、反抗を許さぬ力でもって、主権者の法をその帝国の最も僻遠の地にいたるまで施行し、ある程度正規の統治を、常備軍によるのでなかったらいかなる統治もうけいられなかったような国々において維持する。」<sup>14)</sup> スミスは例としてピョートル大帝の改革をあげ、それは軍律正しい常備軍の設置に帰着するとしている。もちろん、これは啓蒙専制政治の評価だとしても、軍事独裁の正当化ではない。「常備軍こそは、大帝のその他すべての規制を実施し維持するための手段だったのである。その帝国が、以来ずっと享受してきた、あれほどの秩序と国内平和とは、まったくこの軍隊の力に負うものである」<sup>15)</sup>

けれども「軍律正しい常備軍」を維持することは、ローマにおいても、いつまでもできたわけではない。ローマの平和のもとで、常備軍は次第に腐敗し、軍規の乱れた常備軍に成り下がった、とスミスは述べた。その理由は兵士が商人、職人、製造業者になったこと、要するに社会構造が変化した——商業社会の成立——ことにあるとスミスは分析した。軍人という職業を維持し、大半の時間を軍事教練に費やすようになしうるのは、国家の叡知だけである、とスミスはいうのだから、近代の商業社会の主権者は、常に、常備軍の軍規と訓練に配慮しなければならないということになる。

しかし、近代の文明国民には古代の文明国民に比して、決定的に有利な事情がある。それは火器の発明であって、「近代の戦争では、火器に要する経費が大であるから、この経費をもっともよくまかなえる国民が明らかに優位に立

13) WN. V. i. a. 39. (同, 27ページ)

14) WN. V. i. a. 40. (同, 28ページ)

15) WN. V. i. a. 40. (同, 28ページ)

つ。]<sup>16)</sup> ローマ帝国にしてそうであったように、古代では、富裕な文明国民は、貧乏な野蛮国民から、みずからを防衛することの困難を思い知ったが、近代では逆に、貧乏な野蛮国民が富裕な文明国民にたいして自己を防衛することの困難に直面するのである。こうして、スミスのここでの最後の言葉は、「火器の発明は、一見はなはだ有害のように見える発明だがこれは文明の永続と拡大の両方にとってたしかに好ましい」というものである<sup>17)</sup>。

この最後の逆説的な主張はスミスの独創というわけではない。それは、いわば意図せざる結果の一例であるが、ヒュームに近似した主張がある。「現代でさえこの恐ろしい大砲というエンジンには改良がたえずなされてきた。そしてそれは人間を殺傷するために考案されたのであるが、結局は戦闘をより血なまぐさくなくし、市民社会により大きな安定性を与えたのである。』<sup>18)</sup> この発言は武装による戦争抑止論の萌芽とみなしうるかもしれない。

スミスの防衛論は、経費論としては単純であるが、軍事組織論としては非常に、軍事技術論としても相当に手の込んだものである。おそらく、それは周到さと問題の掘下げの深さにおいて群を抜いているように思われる。

スミスには永遠平和の構想はみられない。勇敢な民兵をもつ野蛮な民族と隣あわせている文明国民は、非武装であることはいわずもがな、かれらにたいして民兵では防衛できないことが、歴史的にも理論的にも明らかである以上、軍律正しい常備軍をもつことが唯一正しい方策でなければならない。

では、すべての国民が文明国民となったとき、防衛はどうなるのか。またスミスの分析からすると、文明国民であるヨーロッパ諸国の現在と将来の国際関係はどう展望できるのだろうか。各国は常備軍を整備して、軍拡競争の軌道に入ることになるのであろうか。近代の戦争では火器に必要な経費を最も多く負担できる富国が優位にたつという結論から導かれる政策は、一見すると重商主

16) WN. V. i. a. 44. (同, 31ページ)

17) WN. V. i. a. 44. (同, 31ページ)

18) Hume [1983], II, p. 230.

義的な帝国強化策のように思われる。そしてルネサンス以来のヨーロッパ諸国が採用してきた戦略は重商主義的な富国強兵策ではなかったか。しかし、スミスは帝国主義を否定した。国際関係の原則としてスミスが説いたのは自由貿易であり、国際政治の原則としてスミスが支持したのはある種の勢力均衡であった。

アメリカとインド航路の発見後の国際関係の激変を論じた件が、この問いへの解答をある程度まで示唆する。スミスは、アメリカの発見と喜望峰を迂回する東インド航路の発見は人類史上の最も重大な二つの出来事であるが、その結果はすでに非常に大きかったとしても、しかしこれからさらにどういう帰結が生まれるか、まだ分からないと指摘して、こう続けている。「これらの大事件は、世界の遠く離れた地域を大なり小なり結びつけ、これらの地域がたがいに有無相通じ、たがいに享樂を増加し合い、たがいに産業 (industry) を奨励し合うことを可能にするものであるから、一般的傾向としては有益だと思われるであろう。ところが、東西両インドの原住民たちにとっては、これらの出来事から、本来もたらされるはずの商業上のいっさいの利益は、これらの事件が引き起した怖るべき不幸のなかに埋没されてしまった。だが、こうした不幸は、右のような出来事の本質から生じたものではなく、むしろ偶然に生じたように、私には思われる。これらの諸発見が行なわれた特定の時期には、たまたまヨーロッパの人間の實力 (force) がいちじるしく優越していたので、かれらは遠隔の地域で、なんら罰せられることもなく、さまざまな種類の不正不義 (injustice) を働くことができたのである。ところが、今後は、これらの地域の住民は、これまでよりも強くなり、同じことだが、ヨーロッパの人間のほうがそれだけ弱くなり、世界のあらゆる地域の住民は、その力と勇氣 (courage and force) とにおいて対等なものになるであろうし、そうなれば、たがいに恐怖心をもつようになろうから、おのずから独立国の不正不義が抑制され、たがいに他の国民の権利 (rights) をある程度尊重し合うようになるだろう。だが、この対等な力のバランス (equality of force) を確立するについては、す

すべての国々相互のあいだに貿易 (an extensive commerce) が自然的に、いなむしろ必然的にもたらず知識と各種の改良の交流 (mutual communication of knowledge and of all sorts of improvements) 以上に有効なものはない。」<sup>19)</sup>

国際貿易が知識と改良を伝え、国家間の力の対等確立する。そして勇気と軍事力の対等が、相互の恐怖をかきたてることによって、不正・侵略戦争を抑止し相互の権利の尊重へと導くであろうというこの展望は、楽天的過ぎるとしても、スミスの国際関係論をよく示している。上の引用文が登場する『国富論』第4編は、とりわけ重商主義の権力政治、植民地主義、保護主義、独占を批判して、統制や支配によるのではない自由競争が国内においても国際関係においても最も好ましいことを強く主張した。スミスによれば、重商主義政策が引き起こす戦争は、国益の名のもとに実際は一部の特権的商人階級の利益を守るために行われる不必要な戦争であって、しばしば膨大な戦費と人員を必要とし、そのために公債発行に依存することにもなるが、いずれにせよ最終的には国民の富と勤労、要するに資本の削減ということに帰着する。

スミスは、ヒュームと違って、ウェストファリア条約以来のヨーロッパの勢力均衡に明示的に言及していないが、おそらくそのヨーロッパの経験を参考にしつつ、その勢力均衡をさらに実質的なものにし、かつ世界中に広めるという方向で国際政治の原則を考えているように思われる<sup>20)</sup>。文明国においては兵士に割ける人口は小さくなるという議論、火器の発明は野蛮な国民から文明国を守ることを容易にし、逆に野蛮な国民は文明国にたいして防衛が困難になるという議論、そして高価な火器の発明以来、戦費は高くつくようになったので、富国が優位にたつという議論、さらに戦争は資本の削減であるからそれ自体は好ましくないという議論、こういった議論を総合すると、スミスの国防論を現

19) WN. IV, vii, c 80. (邦訳 II, 402-3ページ)

20) Hume [1752], pp. 101-114. ([1985], pp. 332-341. 田中敏弘訳 [1983], 89-99ページ) 田中秀夫 [1978], 50-4ページを参照。

実主義的な武装平和主義となづけてよいであろう<sup>21)</sup>。

### Ⅲ 常備軍と自由

しかし、常備軍が国民の自由と対立することはないか。この問題がまだ残っている。「共和主義者は、常備軍は自由にとって危険なものだとして、警戒してきた。いかにも、司令官とおもだった将校たちの利害が、その国家の基本的な構造 (constitution of the state) をどうしても支持せざるをえないようになっていないところではどこでも、確かにそうである。シーザーの常備軍は、ローマ共和国を滅ぼした。クロムウェルの常備軍は、長期議会の議員を議場から追い出した。」<sup>22)</sup>

ところが、スミスは言う、「主権者がみずから司令官で、その国のおもだった貴族と郷紳 (gentry) が軍隊の高級将校になっているところ、言いかえれば自分自身、民政権 (civil authority) の最大の分け前にあずかっているがゆえに、民政権を維持することに最大の利害をもつ人びとの指揮下に軍事力が置かれているところでは、常備軍は自由にとってけっして危険なものたりえない。逆に、常備軍は、場合によっては自由にとって有利なこともありうる。」<sup>23)</sup> ここでのポイントは、文民統制ではないとしても、それに近い形——貴族とジェントリという統治階級が軍事指導者を兼ねる——が存在するところ (大ブリテン) では、軍事独裁は不可能で、したがって自由の保証があるということであろう。司令官 (主権者=国王) と将校 (貴族、ジェントリ) の対立という問題は考えられていないから、常備軍の分裂という事態も問題になっていないし、常備軍と民兵軍の対立という問題も考察の埒外に置かれている。

スミスが自由にとって有利とする点は、言論・出版や集会などの自由が確保

21) スミスの国防論のこのような帰結を、ホーコンセンは、(1)自由貿易を可能にする正義の法と、(2)土地を封建的所有から解放し商品化する正義の法 (防衛費の負担を逃れる国外への資本逃避を防止するためには資本を土地に投資しやすくする必要があるため) が必要であるとして、スミスの法学に関連づけている。Haakonssen [1981], pp. 179-80.

22) WN. V. i. a. 41. (邦訳 III, 28ページ)

23) WN. V. i. a. 41. (同, 28-9ページ)

されるという点である。ヒュームは大ブリテンにおける言論・出版の自由を混合政体と結びつけた<sup>24)</sup>が、スミスは政体——スミスは後に述べるようにブリテンの政体を伝統的な概念としての混合政体というより「議会における国王」という統一性に力点をおいて理解しているように思われる——のみでなく常備軍とも関連づけた。「常備軍のおかげで主権者が安全であれば、近代のいくつかの共和国にみられるような、各市民のごくつまらない行動まで監視し、各市民の平和を乱そうといつでも身構えているようにさえ思える、あのやっかいな猜疑心 (jealousy) が無用になる。」<sup>25)</sup>なるほど、主権者サイドでの市民にたいする猜疑心のないことはメリットであろう。しかし、この猜疑心ないし警戒心 (jealousy) を市民が主権者に抱かないかはスミスの問うところではない。そのような文脈でヒュームはこの言葉を使ったが、市民の側での権力者にたいする警戒心という（単なる嫉妬でない）共和主義の言説を使用することをスミスは避けているようにも見える。「元首 (the magistrate) の安全が、その国の主だった人々に支持されてはいても、なにか民衆の不平不満があればすぐに危険にさらされるようなところ、言いかえれば、ささいな騒動が数時間のうちに大革命をひき起こしうるようなところでは、政府は、政府に反対してぶつぶつ言ったり不平をならべたりすることを一切おさえつけ処罰するために、その全権力を用いねばならない。」<sup>26)</sup> スミスは特定していないが、おそらくこれはオランダやベネチアのような小国にあてはまるというのであろう。しかし、大ブリテンにはあてはまらないというのが、スミスの主張である。

「これと反対に、その国の生え抜きの貴族層 (natural aristocracy) によってだけでなく、軍律正しい常備軍によっても支持されていると自覚している主権者なら、どんなに乱暴な、根拠のない、放埒な抗議が出てきたとて、ほとんどびくともしない。かれは安んじてそれを許し、あるいは大目に見ることがで

24) Hume[1985], pp. 10, 12-3. 小松訳 [1982], 213-4, 217-8ページ。

25) WN. V. i. a. 41. (邦訳 III, 29ページ)

26) WN. V. i. a. 41. (同, 29ページ)



きるし、自分のほうが優越しているということがわかっているから、自然そうしようという気にもなる。放埒に近いほどの自由は、主権者が軍律正しい常備軍によって安全を保障されている国々でだけ許されうる。こういう放埒な自由のとんでもないでたらめにたいしてさえ、公共の安全のためといって、それをおさえる裁量権を主権者にゆだねることを必要としないのは、そういう国々においてのみである。』<sup>27)</sup>

この発言は一般論としてなされている。しかし、この発言が大ブリテンを念頭においての一般化であることは明白であろう。少なくとも名誉革命以後1世紀近く経過した大ブリテンにおいては、軍が国民の自由を粉砕するために利用される可能性はない、いなむしろその必要がない、というのがスミスの判断であるとみなしてよいであろう。しかし、その理由は主権者が「自然的貴族層」——自然的貴族層という概念は必ずしも明瞭ではないが、能力と勤勉によって国政の中核の担い手となったジェントリがその概念の中核的イメージをなしているように思われる<sup>28)</sup>——と常備軍によって支持されており、主権者（元首、国王）が安全だから、国民による革命がありえない、かりに試みても成功しないからということのようである。

議会における有名なダニング決議「国王の影響力は増大してきたし、現に増大しつつある、削減されるべきである」の採択は1780年のことであったが、60年代以来のジョージ3世と「国王の友」による政治運営は、選挙への干渉、官界・軍・教会などの官職授与による議員の籠絡と買収という「腐敗」——王室費はその運動資金にあてられた——を手法とするものであって、この間、国王の影響力の増大に関する警戒心はカントリ（在野）において消えることがなかった<sup>29)</sup>。このような大ブリテンの政治の展開に照らすとき、このスミスの主

27) WN. V. i. a. 41. (同, 29-30ページ)

28) この概念については Phillipson [1983], p. 192, 197. (邦訳, 315, 322ページ)

29) 岩間 [1966], Dickinson [1977], p. 208 and chaps. 5, 6. この時期の政治運営の実態については、ネーミアの研究以後、急速に研究が進んだのであるが、政治史家の間で見解は分かれており、腐敗を強調する通説と強調しない見解が存在する。例えば、クリスティーによれば、1761年と1780年の官職保有者数は約250人から200人に減少しており、この点からはダニング決議は根拠づけな

張はコートの的なニュアンスを帯びてくる。そしてまた、『国富論』の刊行された同じ年にトマス・ペインは『コモン・センス』を出版して、世襲政治とブリテンの王政を攻撃し、その廃止を要求するとともにアメリカの独立を擁護した。「イギリスでは国王は戦争をしたり、官職を分配したりするほかは、することがほとんどない。……一人の人間が一年間に80万ポンドをもらい、おまけに崇拝されるとはなんと結構な職務ではないか。」<sup>30)</sup>

『スコッツ・マガジン』は、アメリカの自治を擁護しアメリカへの軍隊の派遣に反対したプライスの『市民的自由』とそれをめぐるパンフレット戦争とともに、『コモン・センス』の全文を5回に渡って連載しているし、アメリカ問題に強い関心を抱いていたスミスがそれをまったく知らなかったとはまず考え難い<sup>31)</sup>。ファーガスンはプライスに反論したが<sup>32)</sup>、スミスはペインを読んだ可能性は十分に考えられるであろう<sup>33)</sup>。

いずれにせよ、スミスの主張は、冷静沈着な客観的分析なのか、それとも事実認識として歪んでいるのか、さらにまた体制擁護のイデオロギー的性格が認められるべきなのか、という問題が発生する。この問題に解答を出すことが可能だとすれば、それはこの時代の大ブリテンの経験を回顧することによる他ないであろう。

すなわち、名誉革命から『国富論』の刊行時期を経て、スミスの晩年までの100年余りのあいだに、ブリテンにおいて軍隊が国民の自由を弾圧するために出動しなかったであろうか。おそらくスミスの見解においては、武装蜂起したジャコバイトは正当な抵抗権を行使したのではなく正当な政府に対して挑戦した反逆者として弾圧されて当然ということになるのだろうし、帝国に反抗した

られぬ。またクリスティーはこの時期の議員と官職保有者の行動を個別に研究すればするほど、かれらは利権目当てに国王に追従したわけではなく、むしろ自分の判断と信念にしたがって行動したのであり、官職授与は思想と行動の原因というより結果であったことが明らかになるという結論を引き出している。Christie [1970], pp. 300-1, 309-10

30) Paine [1776], (邦訳41ページ)

31) Scots Magazine, Vol. 38 [1776], pp. 289-296, 353-360, 418-423, 468-72.

32) 田中秀夫 [1985] はその詳細な分析を行っている。

33) Adam Smith Library にペインはない。水田洋 [1992], 3ページ。

アメリカの植民者に対する武力弾圧は、より微妙であるけれども、国民の自由への弾圧とはスミスはみていないであろう。ポーチアス暴動、ウィルクス暴動、ゴードン暴動、バーミングガム暴動などの政治的意味のある民衆暴動にたいする警吏や警察や軍隊の出動も暴徒の弾圧であるから、国民の自由の抑圧とはならないということになるかもしれない。

食糧暴動の弾圧はどうか。例えば、リュエデによれば、かれが確認した1735年から1800年の間に起こった275余りの暴動の3分の2は食料暴動であったが、「暴動を抑えるための抑圧」は常に行われた。「州民兵と軍隊が動員され、いくつかの町や村では農場主が火器を取って立ち上がり、持ち家居住者には暴動参加者を屈服させるために棒が支給された。」<sup>34)</sup> モラル・エコノミーとしてトンプソン（トムスン）によって正当化された民衆の食糧暴動は、軍隊によって弾圧されたのである。これほど頻繁に発生した食糧暴動をスミスが知らなかったはずがない。スミスは実際にこう書いている。「凶作の年には、下層の人々は、かれらの難儀を穀物商の貪欲のせいにするので、穀物商はかれらの憎悪憤怒的になる。それゆえ、こういう場合には、穀物商は利潤を得るところか、往々にして完全に破産し、また、人々の暴力行為によって穀倉を略奪破壊される危険にあう。」<sup>35)</sup> けれども、スミスは暴動の鎮圧には沈黙し、自らの論点とはしていない。

周知のようにスミスの論点は、天候不順の結果生じる真の穀物不足を別とすれば、穀物商の独占によって穀物不足が起こることはありえないし、また穀物不足のときも政府の統制さえなければ、飢饉になることはないということであった。スミスの主張は余りにも過激であるとともに楽観的に思えるし、真の欠乏は救えないと達観している<sup>36)</sup>。今日の穀物の備蓄も、食糧安保論もスミスの念頭にはなかったようであるが、それはここでの問題ではない。食糧暴動の

34) Rudé [1981], (邦訳, 44, 45ページ)

35) WN, IV, v, 6, 8 (邦訳 II, 238ページ)

36) モラル・エコノミーと60年代のヨーロッパ穀物取引論争とスミスの自由化論の関連にここで立ち入る必要はないが、これについての啓発的議論は Hont & Ignatieff [1983] にある。

弾圧をスミスがどう考えたかはなお究明の余地があるように思われる。

ところで、すでに『グラスゴウ法学講義』（Aノート、1762-3年度）において、ピューリタン革命の主権論争を論じてスミスはこう述べている。「もし国王が常備軍によって巨大なインフルエンスを樹立していたとすれば常備軍は疑いなく国民にたいして向けうるであろう。しかしここでもまた一つの保証がある。軍の主だった身分と地位にあるひとの多くは独自の巨大な所領をもっており、庶民院議員である。かれらはこのようにして国王からまったく独立した影響力と権限をもっている。国民を奴隷にするどんな企てにおいて国王と結託することもかれらの利益には決してならないであろう……」<sup>37)</sup>

ここに示されている理解は、国王と庶民院議員のバランス・アンド・コントロールである。そして国民を奴隷にするような結託は庶民院議員の利益にならないという主張は、王と議会が癒着して専制支配をする可能性はないということであり、スミスがブリテンの社会構造を信頼していることを物語っているであろう。しかし、さきほどの論点は国王は貴族と常備軍に支持されているから安全なので、国民の自由を放任できるというものであった。スミスの議論は言説としては明らかに変化している。この変化をどう理解すべきであろうか。ひとつの理解の仕方は、スミスが大ブリテンの国制を伝統的な混合政体論のパラダイムで考えることから脱却して、議会主権論に近いパラダイムで考えるようになったというものである。あるいは、共和主義のパラダイムからの一層の脱却と言ってもよいかもかもしれない<sup>38)</sup>。もちろん、このように述べても、それはスミスは最初から自然法学をベースに法、政治、経済へアプローチしたことを否定するものではない。そうだとすると、そのことはおそらくピューリタン革命の争点と名誉革命後の争点の差異と関連していると考えられる。しかも、言説の背後にあるブリテンの社会・政治構造についてのスミスの理解は、基本的には一貫していると思われる。スミスの理解と思われるものを再構成してみよう。

37) LJA. iv, 179-V. 1. (pp. 269-70)

38) ロバートソンの見解はこれに近い。Robertson [1983a], p. 177, [1983b] pp. 478-82.

ステュアート家のジェイムズ1世とチャールズ1世は専制政治を目指したとしても、強大な常備軍をもつことはできなかった。もしチャールズが（ルイ14世のそれのような）強大な常備軍をもちえたとすれば、国民の自由は危機に晒されたであろう。しかしその場合、貴族とジェントリが反対に回ったであろう。また実際に幸いなことに、海に囲まれたブリテンには強大な常備軍は必要でなかった。けれども、クロムウェルの常備軍は長期議會を閉鎖し軍事独裁を行った。確かに常備軍は自由を危険にさらした。しかし、名誉革命は、「司令官とおもだった将校たちの利害が、その国家の基本的な構造を、どうしても支持せざるをえないよう」な国家構造をつくった。

名誉革命によって確立した国家の基本構造は、『グラスゴウ法学講義』を参考にして要約すれば、次の通りである。国王の収入は議會に依存しており、国王は専制政治を行う手段を持たない。王室費は王家の維持にのみ使われる（王の影響力の拡大手段としての使途の否定）。公債は利害関係の網の目を広く社会に広げるので革命を防止する。税関吏は終身官で独立している（王の影響力からの独立）。国民は国家収入の管理において安全な地位にあり、自由の合理的体系が成立した。下院が予算を決定し、下院議員が国務を処理する。「ここに、適当に制限された種々の政治形態の幸福な混和があり、自由と財産に対する完全な保障がある」<sup>39)</sup>。裁判官は終身で、国王から独立している。国王の大臣は失政を下院によって弾劾される。人身保護律が臣民の自由を保護している。選挙の方法と判断は下院議員の権限である。こうした制度は一層の自由の保証である<sup>40)</sup>。この国家構造をまもることは、基本的に、すべての階級の利益である、とスミスは理解しているように思われる。

常備軍と自由の関係についてのスミスの理解は以上のような国家構造というより大きな枠組のなかで理解されていると思われる。そして、スミスは見解を変えたというよりむしろ、『グラスゴウ法学講義』段階にあったやや幅のある、

39) LJB, 63. (p. 421). (邦訳151-2ページ)

40) 以上 LJB, 61-64. (pp. 420-42). (邦訳152ページ)

未だ曖昧な見解（それについては前稿でみた）を洗練して『国富論』の主張に辿りついたと考えるべきであろう。

国民の自由と常備軍とは両立するかという問題は、言うまでもなく、名誉革命以後のイングランドの最大の政治的争点のひとつであった。1697-99年にピークをもつイングランド常備軍論争の焦点もまさにそこにあった。その論争においてコート（中央政権）の立場から常備軍を擁護したデフォー、ソマーズ、プライアたちは、その擁護論を戦争はすでに科学となっており素人の手に負えるものではなく、軍事は職業とならざるをえないという軍事技術の変化に基礎づけるとともに、ジャコバイトの脅威は陸軍の必要を証明したとしてその論拠を補強し、そして自由にとっての危険という最大の論点については、議会の統制下におかれる限り、常備軍は国民の自由を危険に晒さないと主張した<sup>41)</sup>が、この主張は根本原理においてアダム・スミスの主張に明らかに近いものである。したがって、このような文脈において考えると、軍事組織に関する見解においてスミスはコート・イデオロギー<sup>42)</sup>に近い立場を少なくとも客観的には取った、と言ってよいであろう。おそらく主観的にはそれを越えているつもりだったであろうけれども。

#### IV 『国富論』の民兵支持論

しかし、『国富論』においては民兵制支持論は雨散霧消してしまったわけではない。これもよく知られているように、スミスは第5編において青少年の教育を論じるなかで民衆の武勇の精神をいかにして保持するかを考察している。「世の中が進歩するのにつれて、軍事教練の実習は、政府がそれを支持するために適切な努力を傾けないかぎり次第に衰えてゆき、また、国民大衆の勇武の

41) Schwoerer (1974), p. 185, 160.

42) カントリ・イデオロギーの歴史はロビンズ以来多数試みられてきたが、コート・イデオロギーの歴史は少なく、比較的包括的な描写の試みは Browning [1982], chap. 7 にある。啓蒙時代における「家父長主義」や「神授権説」の強固な残存を強調するクラークの挑発的なテーゼは検討の余地がある。J. C. D. Clark [1985].

精神も、それと歩みをとにもするという事は、近代ヨーロッパの実例があますところなく立証している。しかし、あらゆる社会の安全は、多かれ少なかれ、いつでも国民大衆の勇武の精神に依存するにちがいない。なるほど現代では、ひとりそうした勇武の精神だけでは、それが軍律正しい常備軍に支えられていないかぎり、どんな社会であろうと、その防衛と安全保障にとって、おそらく十分ということにはなからう。けれども、市民ひとりひとりが軍人精神を持しているところでは、割に小規模の常備軍しか必要としないのは確かであろう。そればかりか、この精神は、普通、常備軍について危惧されている自由にたいする危険——それが現実的なものか、想像上のものかはともかく——を、かならずや大幅に減少させるだろう。この精神は、外敵の侵略にたいする軍隊の作戦行動をおおいにやりやすくすると同様、軍隊が、もし万が一、不幸にも国家の基本制度に反抗するような場合には、等しくおおいにその行動を阻むであろう。]<sup>43)</sup>

スミスの主張の要点は、軍事教練に賛成であるということであって、その理由は国民が武勇の精神を備えていれば常備軍は縮小可能となるし、また常備軍の作戦行動をやりやすくするという意味で、常備軍を補足することが第一、もう一つは自由にたいする常備軍の（現実的か想像上の）危険性を減少させるというこの2点である。

ここから窺えるように、スミスは防衛を一切常備軍に委ねて問題ないとは考えなかったのである。スミスの主張は、常備軍を中心とし、民兵軍を補助とする防衛体制ということにあった。こうして、スミスはファーガスンが指導者を努めたポーカー・クラブに1784年まで参加し続けることができた。スミスは相変わらず民兵制度を支持したが、それは常備軍を補完するものとしてであった<sup>44)</sup>。

けれども、民兵軍と常備軍の優劣を問題にした『国富論』のスミスの議論は

43) WN. V. i. f. 59. (邦訳 III, 150-1ページ)

44) Sher [1989], p. 261.

モデレート、とりわけファーガスンとカーライルの反発を招いた。『国富論』は1776年3月に出版された。それはちょうど、ファーガスンが家庭教師として教えたことのあるビュート卿の子息マウントスチュアートの手でスコットランド民兵法案が議会に再提出された直後のことであった。ファーガスンはスミスへの手紙で『国富論』に対するアンビヴァレントな感情を表明した。「あなたは教会や大学や商人を怒らせたが、この点ではわたしは喜んであなたの味方になりましょう。しかし、あなたは同じく民兵軍を挑発しました。この点ではあなたに反対しなければなりません。」<sup>45)</sup> 法案は否決されたが、スコットランドの議員でさえ支持者は少数であった。

シャーによれば、カーライルはスミスにあてたと思われる手紙を印刷用に書いており、そこでプロシアの巨大な常備軍は危険であること、それは専制政治をたすけ職業兵士を自動人形にすると述べて、スミスの常備軍支持論に警告を発したし、また別のパンフレットでもカーライルは男らしさを維持するために民兵軍が必要だというファーガスンの思想を再述した<sup>46)</sup>。

2年後、カーライルは『国富論』の常備軍優越論を批判する強い調子のパンフレットを匿名で書いた<sup>47)</sup>。それに対して、今ではよく知られているように、スミスは1780年にアンドリアス・ホルトへの手紙のなかで、カーライル（スミスはパンフレットの著者がカーライルであることは知らなかった）のスミス批判にふれてこう述べた。「かれはこの本（カーライルのパンフレットのこと）を書いたとき、私の本を最後まで読んでおりません。私が、民兵軍はよく規律をたもつよく訓練された常備軍にすべての点で劣ると主張したから、民兵軍にまったく不賛成なのだ、とかれは想像しています。その問題については、かれとわたしは偶然ながらまったく同じ意見でした。」<sup>48)</sup> この手紙も示唆するように、

45) CRP. pp. 193-4.

46) Sher (1985), p. 238.

47) [Carlyle], [1788]. その内容については Sher (1985), pp. 238-9, Robertson (1985), pp. 132-5, 153-4, 226-8.

48) CRP. p. 251. シャーが指摘するように、本を最後まで読まなかったのはスミスの方であったかもしれない。カーライルはスミスの武勇の精神を重視した文章を引用してそれを賞賛しつつノ



そしてすでに述べたように、スミスの真意は常備軍を主力とするが民兵軍はその補助軍として有益であるというものであった。しかし、その真意が誤解されるのは容易であった。というのは、『国富論』の議論は、民兵軍か常備軍かという問題設定においては、その問題設定に関するかぎりは、民兵軍を退けて常備軍を支持していることは明らかだからである。しかも、全体としてこの問題設定が前面に出ていることも明白である。確かにスミスは少し後に、民衆の武勇心の衰退をくい止め、常備軍を補助する手段として軍事教練→民兵制を擁護しているのであるが、このスミスの手紙のように『国富論』を理解するのは、慎重かつ丁寧に読まないとおそらく難しい。

シャーは、スミスとファーガスンやカーライルなどのモデレート達の間には、スコットランド啓蒙の「富」の使徒と「徳」の使徒の間のプライオリティーにおける根本的な緊張があったと見ている<sup>49)</sup>。ヒュームとスミスが、シブツクな徳や武勇心を時々推奨つつも、プライオリティーは経済進歩においていたのたいして、モデレートは経済進歩より公共精神や武勇心を上においたというのである。このシャーの見方は全般的な思想の傾向の特徴づけとしてはほぼ賛成できるであろう。

さらにまた、シャーが明らかにしたように、ファーガスンはその後もエディンバラ大学の講義でスミスの常備軍論を批判し続ける<sup>50)</sup>。やがてフランス革命の影響がスコットランドにも及んだ1797年にスコットランドに民兵制を設置する民兵法案が成立する。しかし、この法案は抑圧的な内容であったために、民衆の反対運動を引き起こしてしまう。この法案は6千人を徴募するというもので、教区教師または警官が19歳から23歳のすべての男子のリストを作ることとされた。除外されたのは2人以上の子供のある既婚者、船員、徒弟、牧師、教師、教授、正規軍・志願兵軍の将校と兵士などである。そして枢密院で各教区

も、スミスの常備軍の優位論を断罪しているからである。Sher [1989], p. 247.

49) Sher, [1985], p. 239.

50) Sher [1989], pp. 248ff を参照。

の人数が割り当てられ、教区ではくじ引きで徴募対象者が決められた。くじに当たった者は従軍するか、交代人員を出すか、10ポンドの罰金を出すかしなければならなかった<sup>51)</sup>。10ポンドというのは労働階級の年収の半分程度とみなして大過ないであろう<sup>52)</sup>。これは確かに重い負担であった。民兵問題は、理論的に『国富論』によって一つの結論がだされたとしても、現実の問題としては、こうして世紀末までスコットランドの争点であり続けた。

この世紀末にあって、ミラーは社会発展と軍事の関係、商業社会と軍事精神の関係をどのように見たか。そこにはスコットランド啓蒙の文明社会史の視野からする軍事組織論、軍事精神論の一つの総括が見られるであろう。それは次稿において検討される。

(1992年12月)

#### 参考文献

- Browning, R. [1982], *Political and Constitutional Ideas of the Court Whigs*, Louisiana State U. P. (Baton Rouge and London)
- Cameron, A. D. [1969], *Living in Scotland 1760-1820*, Edinburgh: Oliver & Boyd.
- [Carlyle, A.], [1778], *A Letter To his Grace Duke of Buccleugh on National Defence*.
- Christie, I. R. [1970], *Myth and Reality in Late Eighteenth-Century British Politics and Other Papers*.
- Clark, J. C. D. [1985], *English Society 1688-1832*, Cambridge.
- Dickinson, H. T. [1977], *Liberty and Property*, London.
- Forbes, Duncan [1975], *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge.
- Haakonssen [1981], *The Science of Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume & Adam Smith*, Cambridge.
- Hont, I. and M. Ignatieff eds., [1983], *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge. [邦訳『富と徳』未来社, 1990年]

51) Logue, [1979], chap. 3, p. 78.

52) 例えば、1793年のパースシャーのある貧しい家族（夫婦と4人の幼い子供）の収入は、日雇労働者としての夫の収入と紡糸による妻の収入を合わせて年£20余りであった。Cameron [1969], pp. 38-9.

- Hume, David [1752], *Political Discourses*. (田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』, 御茶の水書房, 1983年)
- [1983], *History of England*, 5 vols., Liberty Classics. (based the 1778 edition).
- [1985], *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. E. F. Miller, Liberty Classics. [小松訳『市民の国について』上下, 岩波文庫, 1952, 1982年]
- Logue, K. J. [1979] *Popular Disturbances in Scotland 1780-1815*, Edinburgh.
- Paine, T. [1776] *Common Sense*. [小松春雄訳『コモン・センス』岩波文庫, 1976年]
- Phillipson, N. [1983] *The Scottish Enlightenment at the Limits of Civic Tradition*, in *Wealth and Virtue*, ed. by I. Hont and M. Ignatieff. [邦訳『富と徳』, 未来社, 1990]
- Pocock, J. G. A. [1975], *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton.
- [1985], *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge, 1985. [田中秀夫訳『徳・商業・歴史』, みすず書房, 1993年]
- Robertson, John. [1983a], *The Scottish Enlightenment at the Limits of the Civic Tradition*, in *Wealth and Virtue*.
- [1983b], *Scottish Political Economy beyond the Civic Tradition: Government and Economic Development in the Wealth of Nations*, *History of Political Thought*, 4-3.
- [1985], *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh.
- Rudé, J. [1981] *The Crowd in History: A Study of Popular Disturbances in France and England*, (New York, 1964), Revised ed. London [古賀秀夫他訳『歴史における群衆』, 法律文化社, 1982年]
- Schwoerer, [1974] *No Standing Armies*, Baltimore.
- Sher, Richard B. [1985], *Church and University in the Scottish Enlightenment*, Edinburgh U. P.
- [1989], *Adam Ferguson, Adam Smith, and the Problem of National Defense*, *Journal of Modern History*, 61.
- Smith, Adam, LJA, LJB, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by Meek and Stein, Oxford, 1978. [高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』, 日本評論社, 1947年]
- , WN. *The Wealth of Nations* (1776), Oxford, 1976. [大河内一男監訳『国富論』, 中公文庫, 1978年]
- , CRP. *The Correspondence of Adam Smith*, Oxford, 1977.
- Winch, D. [1978], *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*, Cambridge U. P. [永井, 近藤訳『アダム・スミスの政治学』, ミネルヴァ書房, 1989年]

- 岩間正光 [1966], 『イギリス議会改革の史的研究』, 御茶の水書房。
- 篠原久 [1986], 『アダム・スミスと常識哲学』, 有斐閣。
- 田中秀夫 [1978], 「ヒューム経済理論の特質と意義」, 『経済論叢』 122-3・4。
- [1985], 「ファーガソンのアメリカ論と文明社会論」, 『甲南経済学論集』 25-4。
- [1986], 「スコットランド啓蒙における民兵論争の意義」, 『甲南経済学論集』 26-3。
- [1991], 『スコットランド啓蒙思想史研究—文明社会と国制』, 名古屋大学出版会。
- 水田洋 [1992], 「トマス・ペインとアダム・スミス」, 『経済系』 (関東学院大) 第172集。